

令和 3 年 9 月 27 日

厚生労働省「旅館業法の見直しに関する検討会」

座長 玉井 和博 様

一般社団法人全国がん患者団体連合会

理事長 天野 慎介

旅館業法の見直しに関する意見書

旅館業法の見直しに関して、厚生労働省からの「旅館業法の見直しに関する検討会」への意見提出の求めに対し、全国がん患者団体連合会として以下の意見を提出いたします。

記

- 旅館業法第 5 条では、「営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない」とされ、その第 1 号で「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」とされています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その感染対策を推進する観点から、同条やその第 1 号の改正等が検討される際には、感染症などについて新たな科学的知見が得られることにより、その対策が変化する可能性があることに鑑み、時限的な措置とすることを検討いただきたいと考えます。また、過去に複数の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実があることに鑑み、がん患者ががんであることのみを理由として、あるいはがんやその治療に関わる様々な症状や副作用などを理由として、その宿泊を必要以上に制限・拒否されることがないようにするとともに、感染症への対応が偏見につながらないように配慮をお願いしたいと考えます。
- 例えば、感染予防の観点から入館時の発熱チェックが実施される場合が考えられますが、発熱の原因は感染症のみならず多様な理由が想定され、その正確な診断は医療機関によってなされるべきと考えます。がん患者に関しては、がんの進行により腫瘍熱を生じる場合もあれば、治療による骨髄抑制に伴い、発熱を生じる場合もあります。そのような身体状態であれば、旅行を控えるべきと考えることも出来ますが、一方で、できるだけ仕事や日常生活を送りながらがん治療を継続することも広がっており、あるいは遠隔地の医療機関で外来の化学療法や放射線療法を受けるために、宿泊して治療を受けているがん患者さんもいます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などに基づき、医学的にも社会的にも適切な根拠に基づく合理的な判断が行われるようお願いしたいと考えます。
- また、がんの中にはその病態や治療によって、外見上の変化や身体機能の低下などを伴う場合があります。例えば、乳がんの患者さんが乳房を失うことにより、大浴場などでの入浴に身体的、精神的な障壁を感じる場合がありますし、大腸がんでオストメイトの患者さんがトイレや入浴の際にやはり身体的、精神的な障壁を感じる場合があります。こういったがん患者さんに対して、特別に配慮や対応を行っている宿泊施設も増えていますが、そういった対応を行っていない施設や、行っても周知や広報が十分に行われていない施設もあります。新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から旅館業法第 5 条の改正を機に、宿泊者も従業員も安心して滞在し、働くことが出来るための制限を加えることを検討すると同時に、がんをはじめ様々な疾病を有する宿泊客が、安心して滞在出来るような環境整備や指針の作成も、併せて検討をお願いしたいと考えます。
- なお、旅館業に関わる従業員の中にはがんに罹患し、仕事を持ちながら治療を受けている人たちもいますが、治療や病気に進行に伴う身体的な制約が生じる場合があることに加え、基礎疾患を有することによる新型コロナウイルス感染症の重症化リスクへの不安を抱えながら、仕事をされている場合もあります。旅館業法の改正は、そういった従業員の雇用継続と健康を保護する観点からも、検討をお願いしたいと考えます。

以上